

遭難者の救助活動における過失

長尾英彦

札幌地裁 平成24年11月19日判決 (判例時報2172号77頁)

[事実の概要]

札幌市内在住の会社員Aは、2011(平23)年1月31日、友人2名と共に、スノーボードをする目的で、後志管内積丹町の積丹岳(1,255メートル)に入山したが、同日午後、友人とはぐれ、下山を試みるも道に迷い、山頂付近でピバーク(野営)した。

道警と消防が、翌2月1日早朝より捜索していたが、正午頃、Aは道警遭難山岳救助隊に発見された。しかし、隊員がAを抱き抱えて移動中、足元の雪庇を踏み抜いて、隊員3名とともに斜面を滑落した。隊員はAを探索・発見してストレッチャー(ソリ)に収容し崖上へ引き上げようとしたが、引き上げ作業中、再びAがストレッチャーごと滑落し、悪天候もあって救助隊は同日の捜索を断念した。

翌2日朝、Aは崖下でストレッチャーに固定された状態で発見され、航空隊のヘリコプターで病院に搬送されたが、死亡(凍死)が確認された。

Aの両親Xらが、Aの死亡は救助隊員の救助活動上の過失によるものとして、北海道に対して、父・母に各々4300万円余の国家賠償の支払い

を請求して訴訟を提起した。

[判 決]

判決は、まず、当該救助隊員の救助活動が、国家賠償法1条の「公権力の行使」に当たるか否かについて、

「……救助隊は、北海道警察に設置され、……北海道警察本部長に任命された警察官の中から指定された者によって構成されており、山岳における遭難者の救助活動に当たることを任務とするものであって、……救助隊員の救助活動は、警察官の職務の一環として行われているのであるから、純然たる私経済作用とはいえないことは明らかなので、国賠法1条にいう『公権力の行使』に当たるものというべきである」

と述べて、これを肯定した。

そして、当該救助活動における過失の有無については、最初に、

「……警察官である山岳救助隊員が結果的に山で遭難した者の救助に失敗した場合に、その救助行為が国賠法上ただちに違法になるとは解することはできない」[し]、「……救助隊員に山岳での遭難者に対する一般的な救助義務が課されるものと解することはできない」[が]、「……山岳救助隊員として職務を行っている警察官が遭難者を発見した場合には、適切に救助をしなければならない職務上の義務を負うというべきである」

とした上で、

「もっとも、山岳救助、特に冬山における山岳救助は、救助隊員自身

も身の危険を冒して救助に当たることになるうえ、「遭難者を発見、保護し次第、早急に手当、介護あるいは搬送等の対処をする必要が有」[り]、その方法については様々な状況（及びその後の状況の変化）に基いて判断しなければならず、しかも「その判断に際しては十分な時間がないことが通常前提となっている」[ので]、「救助隊員が適切に救助しなければならぬ義務を負うとしても、救助隊員が行うべき救助活動の内容はその具体的な状況に応じて判断せざるをえない。」

「[したがって] 適切な救助方法の選択については、実際に救助に当たる救助隊員に合理的な選択が認められているといわざるを得ず、救助を行う際の救助隊員及び遭難者が置かれた具体的な状況に照らし、その時点において実際にとった方法が合理的な選択として相当であったといえるか否かという観点から検討するのが相当である。」

そこで「救助隊員の救助活動が違法と評価されるためには、救助を行う際の救助隊員及び遭難者が置かれた具体的な状況に照らし、明らかに合理的と認められない方法をとったと認められることが必要であると解するのが相当である」

と、一般的な判断基準を示した。

そして、本件救助活動についてみるに、救助隊員がAを発見後、Aの健康状態や体力の消耗の様子を見てその場でビパークせず、直ちに移動を開始したこと、救助隊が登山してきたルートを通らず、登山道に沿って最短ルートで移動しようとしたこと等は、特に問題視することはできないと判断した。

しかし、最初にAを発見した場所のすぐ近くに雪庇があり、進行方向が少しづれると、これを踏み抜く虞があることを認識しながら、常時コンパスで位置を確認しながら進むというような慎重な方法をとらなかったため、視界がきかなかつたこと、足元が悪かつたこととも相俟って、雪庇を踏み抜き滑落に至つたこと（これによりAの健康状態は著しく悪

積丹岳の遭難男性

救助中、ソリ滑落不明

結んだ樹木折れる

【積丹】三十日午後、雄勝郡積丹町の積丹岳(一、三三五)で、登山中遭難した男性が救助中、救助中に崖の雪が崩れ、男が滑落し救助隊員三人も巻き込まれて救助活動が中断した。救助隊員が男性をソリで運ぶ途中、男が行方不明になった。



救助隊員が救助活動中、救助隊員三人も巻き込まれて救助活動が中断した。救助隊員が男性をソリで運ぶ途中、男が行方不明になった。

急斜面 吹雪 視界5分
3人がかり1時間50分

隊員も滑落

【積丹】三十日午後、積丹岳の急斜面で遭難した男性を救助する際、救助隊員三人も巻き込まれて救助活動が中断した。救助隊員が男性をソリで運ぶ途中、男が行方不明になった。

救助隊員が救助活動中、救助隊員三人も巻き込まれて救助活動が中断した。救助隊員が男性をソリで運ぶ途中、男が行方不明になった。

救助隊員が救助活動中、救助隊員三人も巻き込まれて救助活動が中断した。救助隊員が男性をソリで運ぶ途中、男が行方不明になった。

積丹岳

遭難男性が死亡

へりで発見、札幌に搬送

【積丹】後志管内積丹町の積丹岳(一、二五五メートル)に二月三十一日に入山した札幌市豊平区平岸一(五)会社員■さん(三十九)が、天候で遭難。一日正午、員七名で捜索。三人行方不明になった遭難者で、遭難は二日前、前七時から捜索を再開。遭難者が約四十分後に■さんを発見し、札幌市内の病院に搬送したが、死亡が確認された。

遭難者もまた、○〇七年三月にスノーボードの愛好者四人が死亡する遭難事故も起きている。山頂付近は積丹に囲まれたくぼ地が広がり、スノーボード愛好者の隠れた人気スポットだが、風も

【積丹】後志管内積丹町の積丹岳(一、二五五メートル)に二月三十一日に入山した札幌市豊平区平岸一(五)会社員■さん(三十九)が、天候で遭難。一日正午、員七名で捜索。三人行方不明になった遭難者で、遭難は二日前、前七時から捜索を再開。遭難者が約四十分後に■さんを発見し、札幌市内の病院に搬送したが、死亡が確認された。

遭難者もまた、○〇七年三月にスノーボードの愛好者四人が死亡する遭難事故も起きている。山頂付近は積丹に囲まれたくぼ地が広がり、スノーボード愛好者の隠れた人気スポットだが、風も

【積丹】後志管内積丹町の積丹岳(一、二五五メートル)に二月三十一日に入山した札幌市豊平区平岸一(五)会社員■さん(三十九)が、天候で遭難。一日正午、員七名で捜索。三人行方不明になった遭難者で、遭難は二日前、前七時から捜索を再開。遭難者が約四十分後に■さんを発見し、札幌市内の病院に搬送したが、死亡が確認された。

遭難者もまた、○〇七年三月にスノーボードの愛好者四人が死亡する遭難事故も起きている。山頂付近は積丹に囲まれたくぼ地が広がり、スノーボード愛好者の隠れた人気スポットだが、風も

【積丹】後志管内積丹町の積丹岳(一、二五五メートル)に二月三十一日に入山した札幌市豊平区平岸一(五)会社員■さん(三十九)が、天候で遭難。一日正午、員七名で捜索。三人行方不明になった遭難者で、遭難は二日前、前七時から捜索を再開。遭難者が約四十分後に■さんを発見し、札幌市内の病院に搬送したが、死亡が確認された。

遭難者もまた、○〇七年三月にスノーボードの愛好者四人が死亡する遭難事故も起きている。山頂付近は積丹に囲まれたくぼ地が広がり、スノーボード愛好者の隠れた人気スポットだが、風も

【積丹】後志管内積丹町の積丹岳(一、二五五メートル)に二月三十一日に入山した札幌市豊平区平岸一(五)会社員■さん(三十九)が、天候で遭難。一日正午、員七名で捜索。三人行方不明になった遭難者で、遭難は二日前、前七時から捜索を再開。遭難者が約四十分後に■さんを発見し、札幌市内の病院に搬送したが、死亡が確認された。

遭難者もまた、○〇七年三月にスノーボードの愛好者四人が死亡する遭難事故も起きている。山頂付近は積丹に囲まれたくぼ地が広がり、スノーボード愛好者の隠れた人気スポットだが、風も

【積丹】後志管内積丹町の積丹岳(一、二五五メートル)に二月三十一日に入山した札幌市豊平区平岸一(五)会社員■さん(三十九)が、天候で遭難。一日正午、員七名で捜索。三人行方不明になった遭難者で、遭難は二日前、前七時から捜索を再開。遭難者が約四十分後に■さんを発見し、札幌市内の病院に搬送したが、死亡が確認された。

遭難者もまた、○〇七年三月にスノーボードの愛好者四人が死亡する遭難事故も起きている。山頂付近は積丹に囲まれたくぼ地が広がり、スノーボード愛好者の隠れた人気スポットだが、風も

【積丹】後志管内積丹町の積丹岳(一、二五五メートル)に二月三十一日に入山した札幌市豊平区平岸一(五)会社員■さん(三十九)が、天候で遭難。一日正午、員七名で捜索。三人行方不明になった遭難者で、遭難は二日前、前七時から捜索を再開。遭難者が約四十分後に■さんを発見し、札幌市内の病院に搬送したが、死亡が確認された。

遭難者もまた、○〇七年三月にスノーボードの愛好者四人が死亡する遭難事故も起きている。山頂付近は積丹に囲まれたくぼ地が広がり、スノーボード愛好者の隠れた人気スポットだが、風も

【積丹】後志管内積丹町の積丹岳(一、二五五メートル)に二月三十一日に入山した札幌市豊平区平岸一(五)会社員■さん(三十九)が、天候で遭難。一日正午、員七名で捜索。三人行方不明になった遭難者で、遭難は二日前、前七時から捜索を再開。遭難者が約四十分後に■さんを発見し、札幌市内の病院に搬送したが、死亡が確認された。

遭難者もまた、○〇七年三月にスノーボードの愛好者四人が死亡する遭難事故も起きている。山頂付近は積丹に囲まれたくぼ地が広がり、スノーボード愛好者の隠れた人気スポットだが、風も

【積丹】後志管内積丹町の積丹岳(一、二五五メートル)に二月三十一日に入山した札幌市豊平区平岸一(五)会社員■さん(三十九)が、天候で遭難。一日正午、員七名で捜索。三人行方不明になった遭難者で、遭難は二日前、前七時から捜索を再開。遭難者が約四十分後に■さんを発見し、札幌市内の病院に搬送したが、死亡が確認された。

遭難者もまた、○〇七年三月にスノーボードの愛好者四人が死亡する遭難事故も起きている。山頂付近は積丹に囲まれたくぼ地が広がり、スノーボード愛好者の隠れた人気スポットだが、風も

化し、たとえその後、ストレッチャーを引き上げていたとしても死亡していた蓋然性が高い、と認定した)を指摘し、

「よって、救助隊員が合理的な進行方法をとらなかったことと [A] の死亡 (凍死) との間には因果関係があるというべきである」

と結論づけた。⁽¹⁾

他方で、本判決は、Aが登山当日、天気が崩れる可能性が高いと認識しながら山頂まで登山を敢行したこと、冬季の積丹岳は天候の変化が早いことを知っていたのに天気予報を十分確認しなかったこと、ビバークに適さない山頂付近でビバークしたこと、下山方向を誤ったこと、破れやすいツェルトによるビバークをしたため低体温症に罹患したこと、雪庇に近い場所でビバークしたため救助隊員が雪庇を踏み抜く過失を誘発したこと等も、Aの死亡の原因をなしているとし、結局、Aの過失を8割と認定して相殺し、原告であるAの父・母に各々約1200万円の賠償を命じた。

[検 討]

結論には疑問の余地があると思われる。

山岳救助隊の救助活動における過失に関する先例は、寡聞にして見当たらないが、判例時報2172号77頁 [78頁] の紹介によると、消防などによる患者の病院への搬送等が問題とされた事例は、近年においても数例見出すことができる。

京都地判平15.4.30判例時報1823号94頁は、1人暮らしの男性 (58歳) が自宅にいた時、脳梗塞の発作で体調が急変し、救急車による救助を求

めて119番通報した(20回)が、脳梗塞の症状のため耳がよく聞こえず、言葉を発することもできなかったため、職員に救助を求める旨を告げることはもとより会話もできなかった。このため、職員はいたずらだと思い、救急隊を出動させることをしなかった。男性はその後、自宅前に出ているところを付近住民に発見・通報され、病院に搬送されてそのまま入院し、のち退院したが、四肢体幹機能障害の後遺症を負った。男性は、指令センターの職員が救急隊を出動させなかったため搬送が遅れて障害を負ったと主張して、市に対して国家賠償請求訴訟を提起した。

判決は、男性が身元、電話番号まで把握されていることを告げられ、(いたずらを繰り返している)警察に連絡する旨まで告げられながら、通報を繰り返していたこと、また、119番通報する者の中には疾病等のため満足に声を出せない者もいることを想定すべきこと、などから、職員には「……少なくとも、この通報が真に救助を求めるものかどうかを確認するための何らかの措置をとるべき義務」があったのに、「いたずらと判断し、救急隊を出動させなかった上、何らかの確認のための措置もとらなかった」ことは、原告[男性]に対する不法行為にあたる、と判示し、慰謝料100万円の支払いを命じた。

また、京都地判平18.11.22判例時報1968号156頁は、精神病院に入院させるため、町の職員が被入院者を押さえつけ、医師が精神安定剤を注射して搬送した行為について、事件当時、被入院者が暴れているからといって、それが精神障害のせいかどうかも判らないのに、医師は、問診を試みて会話が成り立たないことを確認するとすぐに注射をし、当時、特段の危険(刃物を持つなど)もないのに(本人の意思に反して)精神病院に搬送した行為は違法と言わざるをえない、と判示して、慰謝料として100万円の支払いを命じた。

これに対して、佐賀地判平18.9.8判例時報1960号104頁は、路上で転倒して後頭部を打ち倒れている人を、いったん救急車に収容したが、現場に本人の親族が迎えに来たため、医療機関に搬送せず、そのまま親

族に引き渡したところ、その後、右急性硬膜外血腫を発症して後遺症が残った、という事例である。裁判所は、搬送義務違反を理由とする国家賠償請求を棄却した。判決は、「……救急業務は、その性質上、傷病者等の求めに応じて行う公的なサービス、給付行政的な活動であって、……傷病者本人を含む国民の権利義務を制約するものではないから、正常な判断能力を有する傷病者の意思に反してこれを行うことは許されず [本人は一貫して搬送を拒否していた]」、このような状況の下では (本人の意思に反して) 搬送すべき義務も、搬送するよう親族を説得する義務もない、とした。

しかしながら、これらは、山岳救助活動とは全く状況・条件を異にしているので、どの程度参考にすべきかは不明である。そこで本判決の判示内容に戻って検討することとする。

現在の多数説は、国賠法制定の歴史的経緯から離れて、「命令・強制」という権力的行政活動のみならず、非権力的な公行政活動 (教育活動等) をも「公権力の行使」 (国賠法 1 条) に含めて考える⁽²⁾。とすれば、本件において、警察官が、警察としての職務の一環として救助活動に当たっている以上、本件の一連の救助活動を「公権力の行使」と解することにさほど問題はないと思われる。

そこで、当該救助活動の方法の是非について見てみる。

公務員の職務行為における過失については、たとえば裁判官が下した有罪判決が上訴・再審により取り消された場合、あるいは、検察官のした起訴・訴訟追行行為の結果、無罪判決が出た場合、それらは客観的に見れば誤りであるものの、それだけでは国賠法上違法とはならず、当該公務員に対して職務上通常要求される注意義務に明らかに反すると見られるような、不合理と思われる行為を行なった場合に限り違法とされる⁽³⁾ (職務行為基準説)。本判決もこれを踏襲している。

そこで、本判決が最も問題視したのは、判決文指摘のとおり、救助隊

が最初にAを発見して移動を開始した際の進行方法である。判決は、近くに雪庇があることが推測され、進行方向がぶれたら危険が大きいことを救助隊員が承知していたにもかかわらず、常時コンパスにより位置確認をしながら進むなどの慎重な方法をとらなかったことに焦点をあてているように見受けられる(時々コンパスを見ていただけだった、というような認定をしている)。

なるほど、確かに、判決文指摘のような方法をとった方がより安全であることは疑いない。しかし、Aを発見して救助(下山)を急いでいる際に、現場においてそれだけの余裕があるかどうかは疑問である。判決も述べているとおり、このような場合の救助活動は緊急を要するものだし、救助方法の判断・選択についても時間的余裕の無い中で行なわなくてはならない(本件もそうであろう)からである。本件において、結果的に救助に失敗したことは事実であるが、そのことと、その場面で行った方法が必ずしも十分でなかった、ということとを結びつけて国賠法上の過失ありとするのは、困難な条件の下で、下手をすれば自分たちの生命も危険に曝すことになるのを顧みず活動している救助隊にはいささか酷であるような印象を受ける。方法が必ずしも十分でなかった、というのも、ここでは1つの結果論なのではないか。

さらに、先に挙げた判例と根本的に事情が異なるのは、本件が、冬山登山という、それ自体(少なからず)危険の伴う行為をA自らが遂行している、という点である。すなわち、Aは自ら危険に接近している、といえるのであり、これは一般的な傷病者の救助の場合と区別するべきである。

もとより、登山をしてはならない、ということではできない。登山、ヨット、パラグライダー、スカイダイビング等は、趣味といってもひとつ間違えば生命すら危険に陥りかねないものであるが、それも原則的には個人の自由の範囲内のものであり、「その人らしさ」を構成するものとして、故なく禁止・制限はできない、とされている。ただ、これらは、究

極的にはあくまでも個人の趣味・嗜好の問題とされ、「権利」とまでは言えない、というのが、多数の考え方なのではないかと思われる。⁽⁴⁾しかも、本件の場合はAの側にもかなりの落ち度があるようである。「だから、8割の過失相殺をしたのだ」というのが裁判所の言い分であろうが、それでもなお道は1200万円×2の賠償責任を負わねばならない、というのは、救助隊員としても不本意である⁽⁵⁾。これでは、救助活動の担い手がなくなってしまうのではないかと、筆者は懸念するものである。(本件は控訴された。)

[註]

- (1) 2度目の滑落は、Aをストレッチャーに收容した後、(隊員の体力の消耗が激しいので)引き上げ作業に当たる隊員を交替するため、一時的にストレッチャーを側の木の枝に縛りつけたところ、縛り方が不十分だったため発生したものと判決は認定している(新聞記事中では、結びつけた枝が「折れた」と記されているが、実際にはロープが枝から抜けてしまったもので、「折れた」というのは誤りと思われる)。しかし、判決は、Aの死亡の直接の原因は、最初の滑落によって健康状態を著しく悪化させたことだと見ているため、2度目の滑落については詳しい検討を加えていない。
- (2) 原田尚彦『行政法要論 [全訂第七版補訂版]』(学陽書房, 2011) 286頁以下, 阿部泰隆『国家補償法』(有斐閣法学教室全書, 1988) 74頁以下など参照。判例として、最2小判昭62.2.6判例時報1232号100頁(プール受傷事故)など参照。
- (3) 原田尚彦・前掲書(註1) 292頁以下, 阿部泰隆・前掲書(註1) 126頁以下など参照。
- (4) 芦部信喜『憲法 [第五版]』(岩波, 2011) 119-120頁, 佐藤幸治『憲法 [第三版]』(青林書院, 1995) 460-461頁など参照。
- (5) 北海道新聞2012(平24)年11月20日朝刊33面掲載記事中、道警側のコメント参照。

[付記]

2013(平25)年12月1日、富士山御殿場ルート9.5合目付近で男女4人が滑落する事故があり、静岡県警のヘリコプターが救助に向かったが、同日午後の救助活動中、このうちの男性1名をヘリで吊り上げた際(この時点では、この男性は言葉は発せないが、手を動かして反応していたという)、用具が外れて、高さ3メートルから男性を落下させた。再度吊り上げようとしたが、強風・乱気流と隊員の体力の消耗が激しかったため断念。翌2日にヘリで救助し病院に搬送したが死亡が確認された。県警は「あってはならない誤り」と謝罪した。このケースであれば、過失が認定されてもやむをえないかと思われる。

積丹岳遭難死道に賠償命令

適切な救助警察の義務

札幌地裁

後志管内積丹町の積丹岳(1255)に、入山した2009年2月に遭難死した札幌市豊平区の会社員さん(当時38)の両親が、遭難の救助に過失があったとして遭難損害賠償を求めた訴訟の19日の判決で、札幌地裁は約1200万円を支払いを命じた。道は「遭難救助は警察の義務と定めた法令はなく、(捜索活動)として、救助は義務ではない」と主張していたが、

が、判決は「遭難者を見つけた適切な救助する義務がある」として、損害賠償を請求額の8000万円から減額した。

判決後、記者会見した父親のさん(65)は「二度と繰り返さないよう(救助隊を)組織から改善してほしい」と話した。

「善意で命懸けで救出できなかったことが許されないと主張していた遭難者、」主

に天候を十分確認しなかったなどの過失があった」とし、損害賠償を請求額の8000万円から減額した。

判決後、記者会見した父親のさん(65)は「二度と繰り返さないよう(救助隊を)組織から改善してほしい」と話した。

「善意で命懸けで救出できなかったことが許されないと主張していた遭難者、」主

張が認められず残念。判決内容を検討し今後の対応につけて判断したい」とコメントを出した。

北海道山岳ガイド協会(札幌)の大橋政樹副理事長は「以前は遭難で地元山岳会などが合同で活動するところも多かったが、山岳会員の高齢化を背景に、この10年ほどは警察主体の活動が多くなった」と、警察が地元の登山家と知識や経験を共にする際は自己責任を

が、判決は「遭難者を見つけた適切な救助する義務がある」として、損害賠償を請求額の8000万円から減額した。

判決後、記者会見した父親のさん(65)は「二度と繰り返さないよう(救助隊を)組織から改善してほしい」と話した。

「善意で命懸けで救出できなかったことが許されないと主張していた遭難者、」主

張が認められず残念。判決内容を検討し今後の対応につけて判断したい」とコメントを出した。

北海道山岳ガイド協会(札幌)の大橋政樹副理事長は「以前は遭難で地元山岳会などが合同で活動するところも多かったが、山岳会員の高齢化を背景に、この10年ほどは警察主体の活動が多くなった」と、警察が地元の登山家と知識や経験を共にする際は自己責任を

る現状を指摘。その上で「遭難者の救助隊員は、同行するボランティアや他の義務との兼任だが、今後は専任化の検討を」と提言する。

ただ大橋さんは「山事故防止の意識を高め、必要性を論議した。